

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村 越 啓 雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

証 抛 説 明 書

平成23年1月20日

東京高等裁判所第22民事部 御中

明中丹
明丸謹
控訴人ら訴訟代理人弁護士 中丸素明
印素士

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	前橋地裁へ提出された群馬県知事の準備書面(21)	写	H21.1.16	群馬県知事
立 証 趣 旨				
甲B第90号 証				
	本件住民訴訟と同種の別件訴訟において、群馬県知事が前橋地裁宛に提出した準備書面であるが、そこには、「工事実施基本計画に定めた基本高水のピーク流量2万2000立方メートルは／秒は、……将来的な河道断面等で、洪水調節施設がないという条件で」計算された、「将来を想定した計画値」である旨の主張がなされていること、そして、「利根川浸水想定区域図を作成する際の1万6750立方メートル／秒は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件で算定しており、」(7頁)と主張している事実を証する。これにより、計画降雨があつても、現況においては、八斗島地点に毎秒2万2000立方メートルの洪水が来襲することがない事実を証する。			

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	群馬県知事から前橋地裁宛に提出された国交省関東地方整備局の「治水証言回答」(標題部と本文の11~13頁)	写	H20.10.22	関東地方整備局
立 証 趣 旨				
この文書は、国土交通省地方整備局 河川部 地域河川調整官から、「関係都県ハッ場ダム住民訴訟担当課長」宛に送られた、「ハッ場ダム住民訴訟に関する関係県からの意見照会に対する回答について」と題された文書である。この文書は、群馬県知事から前橋地裁へ乙号証として提出されている。この文書には、工事実施基本計画で定めた毎秒2万2000m ³ というピーク流量について、「現況(昭和55年時点)の河道等の状況で、計画降雨を与えた場合に八斗島地点でのピーク流量が毎秒2万2000m ³ になる」という説明をしているものではなく、カスリーン台風以降、昭和55年までの状況変化を踏まえたうえで、昭和55年時点での河川整備に対する要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒2万2000m ³ と定めた」との説明がなされており(12頁)、一方、八斗島地点毎秒1万6750m ³ については、「利根川浸水想定区域図を作成する際の流出計算は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設(既設6ダム)があるという条件で貯留閑数法による計算を行ったものである。計算の結果、利根川上流部の河道断面が現況では不足していることから氾濫があり、八斗島地点に到達するピーク流量は毎秒1万6750m ³ となった」というものである。」と説明を行っている(12頁)。このことから明らかなように、現況の河道断面においては、計画降雨があっても、八斗島地点には、毎秒2万2000m ³ は流れこず、1万6750m ³ しか来襲しないことが明らかであり、このことを関東地方整備局も、関係県も承認しているのであるから、訴訟上では、実質、「争いのない事実」と扱われるべきものである。以上の事実を証するものである。				
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	前橋地裁へ提出された群馬県知事の準備書面(23)(標題部、目次と本文の25~28頁)	原本	H21.3.31	群馬県知事
立 証 趣 旨				
同第92号証 計画降雨があった場合、関東地方整備局や群馬県では、上流域では氾濫があると主張するのであるが、これについて、群馬県は、「……文献が不足しているため、過去にカスリーン台風時に大きな氾濫があつたことは推定できるもののその当時の正確な氾濫量の確定は困難」とし、水害対策としては、「八斗島地点上流の利根川本川や支川における浸水想定区域図を作成し、廣く県民に情報提供を行っているところである。」(25~26頁)としている。このことから明らかなように、群馬県では、過去の洪水氾濫調査も行つていず、また、浸水想定区域図の作成以外、格別の氾濫対策を行っていないことが明らかであり、これらの事実を証するものである。				

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第93号証	基本高水「八斗島地点毎秒2万2000m ³ 」のための改修状況調査報告書	原本	H19.11.24	弁護士 高橋利明
	立 証 趣 旨			
	この文書は、標題の改修状況を調査したことについての調査報告書である。甲B90号証等によれば、八斗島地点に毎秒2万2000m ³ の洪水が襲うという条件は、計画降雨があり、ダムなしという条件のほかに、烏川を含む利根川上流域での大改修が必要であることが必要である。原告・控訴人らの調査では、上流域の7堤防法線で1~5mもの堤防の嵩上げないし新規の築堤が想定されていた。そこで、平成21年6月から10月にかけて、甲B57号証の4に示されているその7地区について、堤防の有無や堤防嵩上げの状況を現地調査した。その結果は、7地区的うち、利根川本川の大正橋から坂東橋までの約4km区間のうち、下流側3分の2の区間で想定に合う築堤がなされていたほかは、有意な改修工事は行われていない事実が認められた。この報告書は以上の事実を証するものである。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第94号証	利根川河川情報	写	不明	関東地方整備局 利根川上流河川事務所
	立 証 趣 旨			
	この文書は、インターネットで収集した。利根川の上福島流量観測所地点の計画高水位が、「8. 880m」となっていることを証する。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第95号証	河川断面図・上福島	写	不明	前同
	立 証 趣 旨			
	この文書は、インターネットで収集した。上福島流量観測所地点の計画高水位が「8. 880m」であること、及び両岸の堤防高が、11m強であることを証する。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第96号証	水位流量関係式	写	不明	前同
	立 証 趣 旨			
	この文書は、「平成19年 水位流量関係式 速報値対応」と題されている。この文書はインターネットで収集した。この文書には、各観測所における水位と流量の関係、水位から流量を求め、あるいは流量から水位を求められる関係式が示されている。控訴理由書の「第4部、第6章」において、上福島流量観測所地点における流量や水位についての主張を行っているが、そこでの水位や流量の計算は、この資料が定める方式に従っている。以上の事実を証する。			

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	利根川福島橋地点における河道断面積の測定と流下能力に関する考察	原本	H21.10.23	新潟大学名誉教授・大熊孝
立 証 趣 旨				
同第97号証 原告・控訴人らの依頼に基づき、大熊教授は、福島橋地点での断面測定を行い、同所での洪水の流下能力を鑑定された。この「考察」は、断面積と流下能力に関しての鑑定書である。大熊教授の鑑定結果として、同所では、余裕高1.5mをとった場合の流下能力は毎秒8750m ³ 、橋台天端までの満杯の場合には、毎秒1万2190m ³ との結論となっている。八斗島地点毎秒1万6750m ³ が流下する際の、利根川本川での分担流量の流下には、何ら支障がないとの結論となる。本書証で、これらの事実を証するものである。				
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	利根川水系烏川本川・神流川・鏑川・碓氷川浸水想定区域図	写	H17.10.20	国交省関東地方整備局
立 証 趣 旨				
同第98号証	標題の河川区域において広報されている浸水想定区域図である(インターネットで収集。以下同じ)。各河川沿いに浸水想定区域が設定されているが、群馬県内の烏川本川では、碓氷川との合流点から下流右岸が指定区域となっている。右岸は、総じて自然遊水地としての役割を負っている水田地帯や、その下流部では市民ゴルフ場として活用されている河川敷が対象地となっている。以上の事実を証すると共に、烏川という支川に仮に氾濫の危険が存在するとしても、ハッ場ダムは、この氾濫防御には役に立たない事実をも証するものである。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	利根川水系碓氷川浸水想定区域図	写	H19.5.22	群馬県国土整備局
立 証 趣 旨				
同第99号証	烏川の右支川である碓氷川の主として左岸一帯に指定されている浸水想定区域図である。碓氷川沿いに浸水区域が設定されているが、カスリーン台風時にもさしたる氾濫はなかったとされる地区である。しかし、仮に、ここに大洪水の際、氾濫の危険が存在するとしても、吾妻川のハッ場ダムでは氾濫防止の役には立たない。これらの事実を証するものである。			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第100号 証	利根川水系井野川浸水想定区域図	写	H19.5.22	群馬県西部県民局
	立 証 趣 旨			
同第101号 証	鳥川の左支川である井野川沿いに指定されている浸水想定区域図である。小さな支流であり、水田地帯の道路沿いに住宅地や大規模な工場用地が広がっている。大洪水の場合、ここに仮に氾濫の危険があるとしても、吾妻川のハッ場では、反乱の防止に役に立たない。これらの事実を証する。			
	利根川水系利根川(上流工区)	写	H20.2.5	群馬県利根沼田県民局
同第101号 証	立 証 趣 旨			
	利根川本川の上流域で指定されている浸水想定区域図であるが、主として月夜野・沼田地区の新しい河岸段丘部分である。指定されている地区の多くは、河川敷とか農地として利用されている。地蔵橋左岸の上下流部だけが集落となっている。大洪水の場合、ここに氾濫の危険があるとしても、下流部のハッ場ダムでは役に立たない。これらの事実を証する。			
同第102号 証	利根川下流浸水想定区域図		H20.2.5	群馬県中部県民局
	立 証 趣 旨			
同第102号 証	利根川本川の五料橋から上流へ向かって吾妻川合流点までの区間の浸水想定区域図である。しかし、この中心部は、昭和大橋の上流側から下流へ五料橋までの区間である。この区間では、カスリーン台風時には、ピーク時を過ぎてから、左右両岸で破堤したとされている。また、玉村町や伊勢崎市を流れるので、特に右岸などでは沿川の集落に切れ目がない。烏川の上流域を含めて、利根川上流域では、この指定地区的面積が最大である。この地区は、ハッ場ダムの下流に当たるから、同ダムでの洪水調節の効果を受ける位置にある。ハッ場ダムとこの地区との一般的な地理関係はそうなるが、ハッ場ダムの洪水調節機能がなければ、この地区的氾濫の危険が防止できないかは別の問題となる(福島橋の上下流部では、現在以上のダムがなくとも、計画高水流の洪水を安全に流せる状態となっていることは、甲B96号証等で立証されている。)			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第103号 証	利根川(上流工区)浸水想定区域の地形と土地利用状況について	原本	H21.11.20	真下淑恵
立 証 趣 旨				
この文書は、浸水想定区域に指定されている月夜野・沼田地区の地形と土地の利用状況について、前橋地裁原告の真下淑恵が各地域を巡検して、その結果を報告書としてまとめたものである。この浸水想定区域は、南北に9kmくらい伸びているが、この指定区域の大半は、利根川の河川敷とでもいべき地区であり、土地の利用は農地が多い。市街化している地区もあるが、全体の指定区域からすれば比率は極めて小さい。かかる事実を証するとともに、吾妻川の合流点よりも上流部にあるため、ハッ場ダムができても、氾濫の防止には役に立たない事実をも証するものである。				